

福津市防犯灯LED化推進事業補助金 申請の手引き

目次

1、防犯灯とは	P 1
2、補助金の目的	P 2
3、補助金の概要	P 3
4、申請・補助金交付の流れ	P 6
5、福津市防犯灯LED化推進事業補助金交付要綱	P 9

福津市 地域コミュニティ課 郷づくり支援係

1. 防犯灯とは

防犯灯とは、防犯を目的として街路などに設置された電灯のことです。防犯灯は自治会の所有物であり、自治会で維持管理を行っています。

●既設防犯灯(蛍光灯器具)の維持管理●

■蛍光灯の場合

①「点灯していない」「点滅している」場合

電気屋さんへ点検を依頼し、状況に応じて以下の対応をお願いします。

【 電球切れの場合 】 各自治会で交換してください。

【 灯具故障の場合 】 防犯灯修繕等要望書を提出してください。

②「常時点灯している」場合

九州電力送配電(0800-777-9407)に連絡してください。

【 灯具故障の場合 】 防犯灯修繕等要望書を提出してください。

■LED 灯具の場合

①「点灯していない」場合

防犯灯修繕等要望書を提出してください。

②「点滅している」「常時点灯している」場合

九州電力送配電(0800-777-9407)に点検を依頼してください。

【 灯具故障の場合 】 防犯灯修繕等要望書を提出してください。

2. 補助金の目的

自治会等にこの補助金を交付することにより、自立した市民による安心・安全な地域社会の維持に資することを目的としています。

- ・防犯灯管理に係る自治会の負担が大きいという声が多く寄せられていることから、さまざまなメリットを持つLED器具の導入を補助することで、以下の自治会負担を軽減します。

- ①約2年に1回の電球交換が不要になる（日々の防犯灯管理に係る負担軽減）
- ②防犯灯電気料金の削減
- ③LED器具導入に係る工事費の負担軽減

【光源寿命】

蛍光灯 水銀灯	6,000～12,000 時間 (1日10時間使用する場合→約2～3年)
LED	40,000～60,000 時間 (1日10時間使用する場合→約10年～16年)

【電気料金】

器具の 種類	電気料金区分	電気料金		
		1か月	1年	10年
蛍光灯	20w以上～ 40w以下	約253円	約3,036円	約30,360円
LED	10w以下	約130円	約1,560円	約15,600円

※九州電力料金単価表を基に計算

※燃料費等調整額及び再エネ賦課金は含みません

3. 補助金の概要

自治会が所有する全ての防犯灯を一斉にLED器具へ交換する場合に、補助金を交付します。

(1)補助の対象器具

- ・自治会が所有する防犯灯（蛍光灯・水銀灯など）



(2)補助の条件

- ・自治会が所有する全ての防犯灯（蛍光灯・水銀灯など）を一斉（年度内）にLED器具に交換すること。

※自治会が所有する防犯灯のうち一部のみ、又は、複数年に跨ってLED器具に交換する場合は対象外です。

※防犯灯の新設や移設、小柱の建て替えは対象外です。

(3)補助金額

補助金額は以下の①又は②のいずれか低い方の額とする。

①	全体工事費に3分の1を乗じた額（1,000円未満切り捨て）
②	1基あたりの上限額6,000円に器具取替え基数を乗じた額

(例) 防犯灯1基あたりの工事費20,000円で100基交換する場合

計算方法①

全体工事費は20,000円×100基=2,000,000円

全体工事費に3分の1を乗じた額=2,000,000円×1/3≒

666,666円

1,000円未満は切り捨てなので ⇒ 66万6千円

計算方法②

1基あたりの上限額が6,000円なので、6,000円×100基=600,000円

⇒ 60万円

①又は②のいずれか低い方の額を補助するので、補助金額は60万円

(4)補助対象経費

- ・LED器具の費用
- ・LED器具の設置費用（取付工事費、取付バンド代、消耗品費など）
- ・電力会社申請手数料
- ・諸経費

※この補助金は、蛍光灯器具をLED器具に交換するための工事費を補助するものであり、工事着手前の調査費等は対象外です。

(5)仕様

1) LED器具

- ・原則10VA形の防犯灯



(6)補助事業の実施期間

- ・令和9年度まで

4. 申請・補助金交付の流れ

工事実施年度の前年度

1. 計画書の提出（9月末までに）

自治会→市

提出書類	①福津市防犯灯LED化推進事業計画書【様式第1号】
	②防犯灯LED化工事箇所一覧（※LED灯具仕様書添付）
	③事業内容明細書（概算設計書又は見積書）の写し
	④事業予定箇所の位置図
	⑤防犯灯の電気料金請求書等の写し（※自治会で管理する防犯灯全て）

2. 補助金の内定（4月末までに）

市→自治会

計画書を審査し、福津市防犯灯LED化推進事業補助金内定通知書【様式第2号】により申請者に通知

3. 工事着工、工事完了（11月末までに）

自治会

内定通知を受領後、工事を実施し、11月末までに完了してください。

4. 実績報告書兼補助金交付申請書の提出（1月末までに）

自治会→市

提出書類	①福津市防犯灯LED化推進事業実績報告書兼補助金交付申請書【様式第3号】
	②事業内容明細書の写し（※LED灯具仕様書添付）
	③請求書又は領収書の写し
	④防犯灯LED化工事箇所一覧
	⑤事業の施行前及び施行後の写真
	⑥事業実施箇所の位置図
	⑦防犯灯の電気料金請求書等の写し（※自治会で管理する防犯灯全て）

5. 補助金交付の決定（又は却下）

市→自治会

実績報告書兼補助金交付申請書を受領後、市で内容を審査した上で可否を決定し、福津市防犯灯LED化推進事業補助金交付（決定・却下）通知書【様式第4号】により、申請者に通知

6. 補助金交付請求書の提出

自治会→市

提出書類	①福津市防犯灯LED化推進事業補助金交付請求書【様式第5号】
------	--------------------------------

7. 補助金の交付（3月末までに）

市→自治会

工事実施年度

«令和7年度に工事を実施する場合»

令和6年9月末	1、計画書を提出	自治会→市
令和7年4月末	2、補助金の内定を通知	市→自治会
内定通知後	3、工事着工	自治会
令和7年11月末	工事完了	自治会
令和8年1月末	4、実績報告書兼補助金交付申請書を提出	自治会→市
令和8年3月末までに完了	5、補助金交付（決定・却下）を通知	市→自治会
	6、補助金交付請求書を提出	自治会→市
	7、補助金交付	市→自治会

«令和8年度に工事を実施する場合»

令和7年9月末	1、計画書を提出	自治会→市
令和8年4月末	2、補助金の内定を通知	市→自治会
内定通知後	3、工事着工	自治会
令和8年11月末	工事完了	自治会
令和9年1月末	4、実績報告書兼補助金交付申請書を提出	自治会→市
令和9年3月末までに完了	5、補助金交付（決定・却下）を通知	市→自治会
	6、補助金交付請求書を提出	自治会→市
	7、補助金交付	市→自治会

「令和9年度に工事を実施する場合」

令和8年9月末	1、計画書を提出	自治会→市
令和9年4月末	2、補助金の内定を通知	市→自治会
内定通知後	3、工事着工	自治会
令和9年11月末	工事完了	自治会
令和10年1月末	4、実績報告書兼補助金交付申請書を提出	自治会→市
令和10年3月末までに完了	5、補助金交付（決定・却下）を通知	市→自治会
	6、補助金交付請求書を提出	自治会→市
	7、補助金交付	市→自治会

福津市防犯灯LED化推進事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第76号

(目的)

第1条 この告示は、福津市郷づくりの推進に関する規則(平成26年福津市規則第11号。以下「規則」という。)第2条第2号に規定する自治会及び自治会を基軸とした住民自治組織(以下「自治会等」という。)に対して、福津市防犯灯LED化推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、自立した市民による安心・安全な地域社会の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「防犯灯」とは、不特定多数の人が通行する生活道路で、夜間の事故や犯罪を防止し、安全を確保するために設置する照明灯をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、自治会等が当該地区において維持管理する防犯灯のうち、蛍光灯・水銀灯・その他LED以外を光源とした全ての器具をLED器具へ取り替える工事(以下「事業」という。)に係る経費とする。

2 前項により取り替えるLED器具は、原則として10VA形とする。

(補助金の基準)

第4条 前条に対する補助の基準額は、1基あたり6,000円を上限とし、補助金の額は、工事費に3分の1を乗じて1,000円未満を切り捨てた額又は1基あたりの上限額6,000円にLED器具への取り替え基数を乗じた額のいずれか低い方の額とする。なお、補助金の総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(事前審査)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等(以下「申請者」という。)は、事業を実施する年度の前年度の9月末日までに、福津市防犯灯LED化推進事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の事業計画書を受領したときは、その内容を審査の上、事業計画が適当であると認めるときは、原則として、事業を実施する年度の4月末日までに、福津市防犯灯LED化推進事業補助金内定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第2項の規定により補助金の内定通知を受けた申請者は、事業を実施し、補助金の交付を受けようとするときは、福津市防犯灯LED化推進事業実績報告書兼補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等

を行った上、可否を決定し、福津市防犯灯 LED 化推進事業補助金交付（決定・却下）通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、補助金の交付を請求するため、福津市防犯灯 LED 化推進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）により、遅滞なく市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次のいずれかに該当するときは、決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。また、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく事業の全部又は一部を行わなかったとき。

(2) 補助金の交付決定の条件及びこの告示の規定に違反したとき。

(3) 詐欺その他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(5) その他市長が決定を取り消し、又は返還することが適当であると認めたとき。

2 前項の規定により市長が補助金の交付決定を取り消し、又は返還を命ずる場合は、福津市防犯灯 LED 化推進事業補助金取消・返還通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の返還通知書を受けたときは、返還期限内に、その額を市に返還しなければならない。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日まで、われた第 7 条及び第 9 条に規定する決定、並びに決定の取消及び返還に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附則（令和 6 年 4 月 1 日告示第 118 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

お問い合わせ

福津市役所 地域コミュニティ課 郷づくり支援係

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号（市役所別館1階）

電話：(0940) 62-5017（直通） F A X：(0940) 43-9005

電子メールアドレス：sato@city.fukutsu.lg.jp